平成２１年（フ）第３５２５号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地１号棟1321号室
債務者　鐘ヶ江克哉
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１号
長野県北佐久郡御代田町馬瀬口1663―５ヤナギヤハイツ201号、住民票上の住所長野県佐久市鳴瀬3556番地１
債務者　豊里　園美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２１３号
静岡県富士市天間1072番地の６、前住所静岡県庵原郡富士川町中之郷703番地の１
債務者　小笠原　務
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第７６号
秋田県能代市字松長布179番地７
債務者　若狭　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第８３０号
愛知県豊田市平芝町２丁目２番地８
債務者　羽根田智年勢
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下75番地18
債務者　朝倉　浩充
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６８号
愛知県蒲郡市元町10番８号
債務者　柴田　　勇
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３７５号
愛知県蒲郡市宮成町６番３号　第二コーポ宮成506号、住民票上の住所愛知県新城市名越字小林６番地
債務者　知久　由美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３８０号
愛知県豊川市御油町美世賜12番地
債務者　妹尾　米男
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３８３号
愛知県豊橋市船町261番地
債務者　中尾　彰孝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３８６号
愛知県豊川市東上町柿木平13番地509
債務者　瀬野　小枝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３４８０号
東京都調布市下石原３丁目61―３―201
債務者　保延　佳男
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３５８５号
東京都江東区南砂２丁目３―６―1224
債務者　小松ディシールーこと　コマツ　ディシー　ルー　ムティア
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６１７号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目13―２―Ｂ―203
債務者　柴田　　久
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６４７号
東京都江戸川区西小岩５丁目18―14―205
債務者　武藤　　保
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部